

# 道営住宅駐車場管理要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、道営住宅の共同施設である駐車場の管理について、北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号。以下「条例」という。）及び北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪車を除く。）をいう。
- (2) 保管区画 自動車を保管するために指定された場所をいう。

## (自動車の規格)

第3条 駐車場に保管できる自動車は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 自動車検査証に記載されている所有者又は使用者（以下「自動車の所有車等」という。）が当該駐車場の使用者又は使用しようとする者（以下「使用者等」という。）であること又は自動車の所有者等が専ら使用者等に使用させることを認めている自動車であること。
- (2) 一般道を走行することが可能な自動車であること。
- (3) 自走が可能な自動車であること。
- (4) 当該自動車の大きさが次に掲げるものであること。ただし、他の使用者等の自動車の保管に支障がなく、当該自動車を保管区画に保管することが可能な大きさのものであって、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が認めたときはこの限りではない。
  - ア 全長 480センチメートル以下
  - イ 全幅 180センチメートル以下

## (使用の申込み)

第4条 駐車場の使用の申込みは、1住戸につき1区画とする。

- 2 条例第57条第1項の規定により駐車場の使用の申込みをしようとする者は、別記第1号の使用申込書を総合振興局長等に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の申請書及びその添付書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により提出することができる。

## (1住戸につき1区画を超えた保管区画の使用の申込み)

第5条 総合振興局長等は、入居世帯の1台目の自動車をもって駐車場の使用を許可してもなお、使用者のいない保管区画がある場合は、前条第1項の規定にかかわらず、1住戸につき1区画を超えて申込みをさせることができる。

- 2 前項の申込みは、前条第2項に規定するもののほか、別記第2号の誓約書をあわせて提出するものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により申込みをする場合に準用する。

## (1住戸につき1区画を超える使用の取扱)

第6条 空き区画を1住戸につき1区画を超えて使用させる場合は、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

- (1) 空き区画のある団地においては、駐車場の管理の秩序を維持するうえで特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、団地内において1住戸につき1区画を超えて使用させるものとする。

- (2) 1住戸につき1区画を超えて保管区画を使用させる場合においては、当該駐車場の適切な利用が損なわれることがないように、住棟配置の状況や住戸と保管区画の近接度など、それぞれの団地における駐車場利用の実情等を考慮した方法によることとし、必要に応じて駐車場ごとに使用できる者の範囲等を定めるものとする。
- (3) 前2号に係る取扱いについては、原則、団地自治会を介し、入居者への伝達が確実な方法により、周知を行うものとする。

(待機者の登録)

- 第7条 駐車場を使用しようとする者は、現に使用許可を受けようとする駐車場に保管区画がないときは、総合振興局長等に申し出て、使用者のいない保管区画が発生するまでの間、待機者の登録をすることができる。
- 2 待機者の登録は、団地単位により名簿の作成を行うことを基本とし、団地内の駐車場ごとに使用できる者の範囲を設定する必要がある場合等にあつては、適宜、登録の単位を分割することができるものとする。
  - 3 待機者には、登録の単位ごとに番号（以下「登録番号」という。）を付与することとし、登録番号は、次に掲げる順位により連番で付与するものとする。
    - (1) 同一住戸において現に使用許可を受けている保管区画数の少ない者
    - (2) 申込時期が早い者
  - 4 待機者が登録されている団地内の駐車場に空き区画が発生した場合は、登録の単位に基づき登録番号の小さい順から待機者を選考するものとする。

ただし、当該団地に入居者を募集すべき空き住戸がある場合における待機者の選考は、当該空き住戸の入居に関する手続きが完了した時点をもって行うものとする。
  - 5 登録している待機者が次に掲げる事項に該当する場合は、待機者の登録を抹消するものとする。
    - (1) 待機者から、別記第3号の届出書の提出があつた場合
    - (2) 待機者が退去した場合
    - (3) 選考した待機者が、使用者資格を具備しなくなった場合
    - (4) 選考した待機者が、指定した空き区画の使用を正当な理由なく拒否した場合

(使用者の選考及び決定)

- 第8条 条例第57条第4項の規定による使用者は、使用の申込みがあつた者の中から公開抽選により決定するものとする。
- 2 総合振興局長等は、空き区画が発生した場合において前条第1項の規定により待機者として登録する者があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該順位に従つて使用者を決定することができる。
  - 3 総合振興局長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者として決定しないことができる。
    - (1) 保管しようとする自動車が第3条に規定する要件を具備していないとき。
    - (2) 使用しようとする者が恒常的に迷惑駐車を行っているとき。
  - 4 総合振興局長等は、使用者として決定した者に対し、別記第4号の使用許可書を交付するものとする。

(使用許可事項の変更)

- 第9条 使用者は、保管する自動車の変更等使用許可を受けた事項に異動があつたときは、別記第5号の変更等申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

(保管区画の自主返還)

- 第10条 1住戸につき1区画を超えて保管区画を使用させている団地において、現に駐車場の使用許可を受けていない者に使用させる保管区画が確保できない場合は、1住戸につき1区画を超えて保管区画を使用している者に対し、当該保管区画の自主返還を求めるものとする。

- 2 保管区画の自主返還は、別記第6号の保管区画自主返還請求書により期限を定めて行うものとし、指定する期限の概ね1ヶ月前までに通知するものとする。
- 3 保管区画の自主返還を求める使用者の選定は、次に掲げる順序により行うものとする。
  - (1) 同一住戸において現に使用許可を受けている保管区画数の多い者
  - (2) 使用許可期間の長い者
- 4 保管区画の自主返還は、第9条に定める別記第5号の変更等申請書により、自主返還する日の5日前までに提出させるものとする。なお、申請においては、当該書式の「変更等事項」5その他欄に自主返還日等必要な事項を明記させることとし、申請があった場合は、速やかにその事実を確認するものとする。

(使用許可の取消)

- 第11条 1住戸につき1区画を超えて保管区画を使用している者が、次に掲げる事項に該当することとなった場合は、当該保管区画の使用許可を取り消すものとする。
- (1) 道において公用又は公共用に供するために使用許可物件を必要とするとき
  - (2) 本人が、許可の条件に違反したとき
  - (3) 本人又は同居する者が、条例第59条第1項第1号から第6号及び第8号のいずれかに該当するとき
  - (4) 本人が、誓約した事項に反する行為を行ったとき

(証明書の発行)

- 第12条 総合振興局長等は、使用者から適法な請求があったときは、自動車保管場所使用承諾証明書(以下「車庫証明」という。)を発行するものとする。

(1住戸につき1区画を超えて保管区画を使用させる場合の証明書の取扱)

- 第13条 1住戸につき1区画を超えて保管区画を使用する者から、2台目以降の自動車に係る保管場所の使用承諾の請求があった場合は、原則、車庫証明を交付するものとする。ただし、第10条及び第11条に該当することとなることが明らかであるなど、駐車場の適切な管理を行う上で、支障があると認められる場合にあっては、車庫証明を交付しないことができるものとする。
- 2 前項により、2台目以降の自動車に係る車庫証明の交付を受けた使用者が第10条及び第11条に該当することとなった場合は、2台目以降の自動車に係る敷地の使用承諾を取り消すとともに、当該使用者にその旨を通知し、速やかに管轄する警察署に所要の手続を行うよう、必要な指導等を行うものとする。

(使用者の費用負担義務)

- 第14条 駐車場の使用に伴う電気、水道及び下水道の使用料金は、使用者又は自治会若しくは入居者で組織する団体(以下「自治会等」という。)の負担とする。

(除排雪)

- 第15条 使用許可を受けた保管区画の除雪は使用者が行うものとする。
- 2 保管区画以外の駐車場及び使用者のいない保管区画の除雪は、自治会等が行うものとする。
  - 3 駐車場の排雪は、自治会等が行うものとする。

(禁止行為)

- 第16条 使用者は、条例第21条に規定するもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車を支障となる物品を持ち込むこと。
  - (2) 駐車場内に使用許可を受けていない自動車を持ち込み、又は駐車させること。  
ただし、訪問者等の自動車を一時的に駐車させる場合は、この限りではない。

(不法占拠者に対する措置)

第17条 総合振興局長等は、第11条の規定に基づき、使用許可の取り消しを行ったにもかかわらず、保管区画の返還に応じない者に対して、条例第59条に規定する請求を行うものとする。  
2 前項の請求によっても保管区画を明け渡さないときは、当該保管区画について必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償の免責)

第18条 道は、駐車場内における自動車の盗難、損傷等の事故及び人身事故が発生したことによる損害に対し、道の責めによるものを除き賠償の責めを負わない。

附則

この要綱は、平成22年7月27日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。